

座間市子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に不安や負担を抱える子育て世帯、ヤングケアラーがいる家庭などを支援するため、訪問支援員を派遣し、家事の支援を行います。



対象者

- ① 出生後1年未満の乳児と同居し、養育している方で、心身の不調等により家事を行うことが困難であり、他に家事を行う方がいない家庭
- ② ヤングケアラーがいる家庭など、特に支援が必要と市が認めた家庭

支援内容

- ・ 食事の準備および後片付け
- ・ 衣類の洗濯および補修
- ・ 居室等の掃除および整理
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ その他日常的に行う必要がある家事

利用日・利用時間

利用日

土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く平日

利用時間

9時から17時まで

（※事業者と同意がある場合はこの限りではありません）

利用回数

対象者①に該当する方

出産後1年以内に20回まで

（多胎児がいる家庭は30回まで）

対象者②に該当する方

同一年度内に48回まで



利用料金

（例）その他の世帯が1回2時間利用した場合は1,500円×2時間+930円=3930円

世帯区分	利用料金		買い物の代金・店までの交通費などの実費
	1時間当たり	1回当たり	
生活保護世帯	0円	0円	利用者にご負担いただきます
市民税非課税世帯	0円	0円	
市民税所得割77,101円未満世帯	0円	0円	
その他の世帯	1,500円	930円	

利用方法

●対象者①に該当する方

1. 申請書を提出
2. 審査の後、こども家庭課から承認通知書を郵送
3. 利用を希望する事業者へ連絡し、予約手続きを行う
4. サービス実施後、事業者の利用料金を支払い、利用確認手続きを行う

●対象者②に該当する方

こども家庭課へご相談ください

〈お問い合わせ先〉 座間市こども家庭課こども相談係
〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
電話：046-252-8026 FAX：046-255-5080

